



島根県報

平成26年1月7日（火）

号外第1号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【特定調達公告】

県立高等学校・特別支援学校教科用パソコン一式に係る賃貸借に係る一般競争入札の実施（高校教育課） 2

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年1月7日

島根県教育委員会教育長 今井 康雄

1 入札に付する事項**(1) 件名及び数量**

県立高等学校・特別支援学校教科用パソコン 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成26年3月29日から平成31年3月28日まで

(4) 納入期限

平成26年3月28日（金）

(5) 納入場所

県立高等学校及び特別支援学校54校（分校、分教室及び分校舎7箇所を含む。）並びに高校教育課

(6) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価（5年間分）で入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、平成25年度分賃貸借にかかる金額には当該金額の5パーセント、平成26年4月1日から平成27年9月30日までの賃貸借に係る金額には当該金額の8パーセント、平成27年10月1日から平成31年3月28日までの賃貸借に係る金額には当該金額の10パーセントに相当する額を、それぞれ加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を以下の計算式に当てはめ、得られた金額を入札書に記載すること。

【計算式】

入札書記載金額 = 平成25年度分賃貸借に係る金額の105分の100に相当する金額 + 平成26年4月1日から平成27年9月30日までの賃貸借に係る金額の108分の100に相当する金額 + 平成27年10月1日から平成31年3月28日までの賃貸借に係る金額の110分の100に相当する金額

2 入札参加者の資格

次の全ての項目に該当することが必要である。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、次のア又はイのいずれかの業種に登録された者であること。
 - ア 営業種目の大分類「文具・事務用機器」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。
 - イ 営業種目の大分類「借入品」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。

- (5) 本説明書に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有する者であること。
- (6) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (7) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (8) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (9) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階
島根県教育庁高校教育課（電話0852-22-6917 ファクシミリ0852-22-5762）

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成26年1月7日（火）から同月22日（水）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、閲覧（ダウンロード）を希望する者は、本公告掲載のホームページの入札説明書閲覧申請書に必要事項を記入・押印の上、ファクシミリで上記の部局へ送付すること。

- (3) 入札書の提出期限等

ア 日時 平成26年2月6日（木）午前10時まで（郵便入札にあつては、平成26年2月6日（木）午前9時必着）
イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室（郵便入札にあつては、3(1)の場所）

- (4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年2月6日（木）午前10時から
イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

4 その他

- (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第61条第1項中の「その者の見積る契約金額」は、「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第69条第1項中の「契約金額」は、「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成26年1月29日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その

他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度として行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject Matter of Contract :

Details : Lease of Personal Computers for faculty at Shimane Prefectural School

Desired Date of Delivery : March 28, 2014

Place of Delivery : All prefectural high schools and special-needs schools in Shimane Prefecture (54 schools (including 7 branch schools/classrooms))

(2) Date and time for submission of tenders : February 6, 2014 10:00 a.m. (Applications by mail must be received by the office below by 9:00 a.m. February 6, 2014)

(3) For further information and tender documents, please contact : C/O Senior High School Division, Shimane Prefectural Board of Education

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane Prefecture, 690-8502

Telephone : 0852-22-6917